

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層別基準			調査区の層符号	
平成22年国勢調査調査区	東日本大震災の津波による浸水地域のある調査区	浸水全壊調査区	011	
		その他の調査区	仮設住宅のある調査区	012
			その他の調査区	013
	仮設住宅のある調査区			020
	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			030
	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	041
			30%以上	042
	間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	051
			30%以上	052
	換算世帯数が16以上の調査区	3階建以上の共同住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	
公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が			30%未満	121
			30%以上	122
民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区			130	
持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区			140	
その他の調査区			150	
その他の調査区		給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	311
			30%以上	312
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	411
	30%以上		412	
	民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	511	
		30%以上	512	
	持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	611	
30%以上		612		
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	711		
	30%以上	712		
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	801		
	30%以上	802		

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 +  $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{2}$